コンサルタントの

とができる社会の実現かかわりなく

受け して」、 の後「70歳まで働ける企業の実現」、 まで企業各社が取組みを開始、 す方向が変化している。 ることができる社会の実現を目指 更には「年齢にかかわりなく働け 義務付け、平成18年4月より65歳 齢者雇用確保措置)を講じるよう 法律」で、企業に 年齢者等の雇用の安定等に関する |定年引き上げ| -金の支給開始年齢引き上げを (平成25年4月から65歳)、「高 と矢継ぎ早に、 いずれかの措置 「定年の廃止」や 「継続雇用制度の 今後の目 図 1 (高 そ 年

者の雇用状況」(6月1日現在) 実施状況など、 て考える。 ができる社会の実現」の経過につい 現状把握を参考に、「70歳雇用を経 の「高年齢者雇用確保措置」の 高年齢者を65歳まで雇用するた 年齢にかかわりなく働くこと 平成22年「高年齢

雇用確保措置の実施状況

希望者全員が 年齢にかかわりなく働くことができる社会の実現を

(図1) 高年齢者雇用の今後の方向

は 用 上 ポイントの上昇)、 企業では96・3% 企業で97・6% 企業の割合は96・6%、 98 7 % 確保措置は着実に進展している。 昇)となって、 企業規模別に見ると、 高年齢者雇用 (前年と同水準)、 確保措置の実施済 (同0.4ポイントの 企業における雇 51人以上規模の (同1.0ポイント (前年比1.0 大企業で 中小

> とんどが雇用確保措置を実施して 31~50人規模企業での実施割合の 0 上昇が顕著である。 いる。また、中小企業では特に、 上昇)となっている。 大企業のほ

雇用確保措置の上限年齢

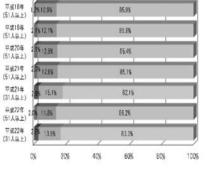
を含む。) は89・9%となっている。 いる企業 しして65歳以上を上限年齢として 法の義務化スケジュールより前倒 限年齢としている企業は10・1%、 て現在の義務年齢である64歳を上 用確保措置の上限年齢につ (定年の定めのない企業

雇用確保措置の内訳

度の導入」により雇用確保措置を 12ポイントの低下)、 を講じている企業は13・9% 年の引上げ」により雇用確保措置 2.8% (同0.1ポイントの低下)、「定 用確保措置を講じている企業は ち、「定年の定めの廃止」により雇 雇 用確保措置の実施済企業の 「継続雇 用 (同 Ś 制

> 増している。 るよりも、 年制度により雇用確保措置を講 ポイントの上昇)となっており、 講じている企業は83・3% 確保措置を講じる企業の比 継続雇用制度により **図** 2 同 定 が 雇 1.2





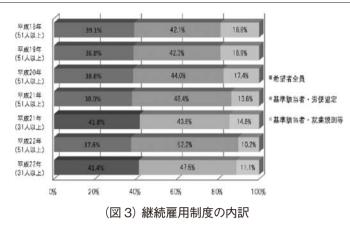
(図2) 雇用確保措置の内訳

継続雇用制度の 内訳

確保措置を講じている企業のう 継続雇用制度の導入」 希望者全員を対象とする制 により 雇 度

ち 用

04ポイントの低下)、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定めた制度を導入している企業は法に基づく特例措置による基準に法に基づく特例措置による基準に法に基づく特例措置による基準にとなっている(同3.5ポイントの低下)となっている(図3)。



働ける企業の状況 希望者全員が65歳以上まで

る企業の割合は46・2% (同1.6ポープ)

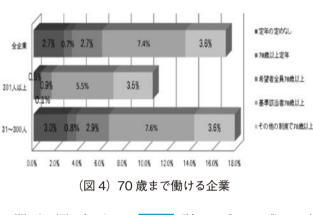
> 企業での取組が進んでいる。 企業規模別に見ると、中小企業 では48・8% (同1.8ポイント上昇)、 大企業では24・0% (同0.5ポイン ト上昇)となっており、特に中小 ト上昇)となっている。

を導入している企業は41・4%

(同

70歳まで働ける企業」の状況

17・1%(同.8.ポイントの上昇)17・1%(同.8.ポイントの上昇)



大企業では10・4% (同0.4ポインでは17・9% (同0.9ポイント上昇)、 企業規模別に見ると、中小企業

高年齢労働者の動向雇用確保措置の義務化後の

ト上昇)となっている

(図 4)。

(10¹ · 0 %の増加) している。 (10¹ · 0 %の増加) している。 (10¹ · 0 %の増加) している。 (10¹ · 0 %の増加) している。

31人以上規模企業における65歳31人以上の常用労働者数は65万7千人(同85%増加)。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前業では、雇用確保措置の義務化前業がは、雇用確保措置の義務化前業がは、雇用確保措置の義務化前業がは、雇用確保措置の義務化前業がは、123・2000円である。

70歳まで働ける企業の普及希望者全員が65歳以上

け 開始年齢が引き上げられる時期に かり、 当たり、 団塊の世代が0歳台前半にさしか ける制度の導入に取り組み、 は当然である。 る企業」の普及・啓発を行 確保を基盤として「70歳まで働 60歳代前半の雇用確保を図るた 希望者全員が65歳以上まで働 厚生年金の定額部分の支給 **65歳までの** また65歳までの 安定的な雇用 今後 雇

ある。とができる社会を実現」するためとができる社会を実現」するため更に「年齢にかかわりなく働くこ

とができる社会」のメリット「年齢にかかわりなく働くこ

また、働く意欲と能力を活かし者の高い就業意欲と、これまで培ってきた技能、技術、ノウハウ、人できた技能、技術、ノウハウ、人がいられる。

て、健康な生活を送り、支えられて、健康な生活を送り、支えられり、高齢者が働くことを通じ期を送る手助けとなる。は、高齢者が健康的で豊かな高齢は、高齢者が健康的で豊かな高齢ないきいきと働くことのできる社会

和される。
和される。
の側から支える側になることがでる側から支える側になることがでて、健康な生活を送り、支えられて、健康な生活を送り、支えられて、

して、 年 にかかわりなく働くことができる 少子高齢化等を真剣に考え、「年齢 なっている。人も生物の一員として つとめるべきではないだろうか。 ・齢者の雇用状況」 を目指し、 「生物多様性」 細やかでも「種の保存」 厚生労働省 健康で長生きを 集計結果 平成22年 維持が話題に 他 高

(中小企業診断士 布施光義)